税務業務の国際化、高度化と税理士法人の将来像

鈴木洋之 氏 税理土法人中央青山理事長

企業の経済活動が国際化し、またわが国の税制が大きく変わろうとする中、税理士法人の制度がスタートした。 組織として業務を行うメリットについて、また今後の税理士の業務の在り方について、 税理士法人中央青山の理事長・鈴木洋之氏にうかがった。

監査と税務の関係

まずアメリカの状況についておうかがいしたいと思います。一連の不正経理事件を受けて、監査部門とコンサルティング部門の関係について議論されていますが、税務業務に関してはどのような動きがあるのでしょうか?

鈴木 アメリカではエンロンなど一連の不正経理があれだけ騒がれたため、企業の中には必要以上に自己規制して、監査を担当させている会計事務所には税務を含めて監査以外の業務は頼まないところも出てきています。多分に誤解されている面もあるのではないかと思いますが、アメリカでは各企業の監査委員会の事前承認があれば、税務サービスを提供することは何ら問題ないとされています。

米国企業会計改革法(8頁資料参照)の影響はどのようなかたちになる

と予想されますか?

鈴木 同法は証券取引委員会(SEC)の決定事項が多いこともあり詳細がはっきりしていない部分が多いのですが、アメリカのプライスウォーターハウスクーパースがSECの関係者から聞いている限りでは実務的にそれほど大きく変わるようなことにはならないとのことです。

個人が行うとされてきた税理士業務を、 法人形態でも行えることになったわけで すが(右頁資料参照)実務に与える影響は?

理士法が2002年4月に施行され、従来、

鈴木 われわれのような形態の事務所 のことを、「外資系」という言い方をされ る方もいれば、「監査法人系」とい

う言い方をされる方

そもそも日本の場合は、監査法人と税理士法人は別組織です。われわれは名称として「中央青山」と付けていますから、外形的には監査法人に近いような印象を持たれる方がいらっしゃるかもしれませんが、税理士法、公認会計士法などからいって税理士法人と監査法人との間には、法的にも、経済的にも正式な関係は何もありません。

日本では改正税



もいますが、つまりビッグ4 「系の事務所の場合、以前から組織的に業務を行ってきたわけで、実務的に大きな変化はありません。ただその形態は厳密に言えば、法律が予定しているものではなかったわけで、税理士法人制度により、法的な安定性を確保できるようになったことが今回の法改正のメリットであるととらえています。

弁護士法人には指定社員制度があり、指定された事件のみに責任を負いますが、税理士法人には無限連帯責任が義務付けられています。その妥当性について議論があるようですが。

鈴木 当初は税理士法に「社員10人に限る」という規定を盛り込むような案もあったようですが、そのように法律でサイズを限定するのは難しいわけです。無限連帯責任というのはそれに代わる手当てで、税理士法人が大きくなり過ぎないためのタガではないかという意見を耳にしたことがあります。

対処法として考えられることは? **鈴木** 税務の業務は本質的にリスクを ゼロにすることはできないものですから、 税理士法人の内部でクオリティコントロー ルのシステムを整え、リスクマネジメントを どれだけしっかりできるかということにか かってきます。幸いプライスウォーターハ ウスクーパースはそのノウハウを豊富に 持っています。ただ無限連帯責任という ことになりますと、ケースによっては、リス クとの兼ね合いから依頼を引き受けられ ないことが増えるかもしれません。

いわゆるワンストップサービスのための総合的経済法律関係事務所についてですが、弁護士など他の専門職との関係の在り方についてどのようにお考えですか?

資料 税理十法人制度の概要

改正税理士法(2002年4月1日施行)において税理士法人制度が創設された。 その概要は次のとおり。

法人の設立・性格

税理士業務を組織的に行い得ることを目的として、税理士が共同して税理士法人を設立することができる。名称中に「税理士法人」という文字を使用しなければならない。 設立の登記によって成立し、その旨を日本税理士会連合会に届けなければならない。

業務範囲

税理士業務のほか、定款で定めるところにより税理士業務に付随する会計業務などや税理士業務に付随しない会計業務などが行える。 また、社会保険労務士法施行令において、税理士法人も税理土業務に付随して社会保険労務土業務が行えることとされている。

社員

2名以上。税理士に限る。社員は全て業務を執行する権利を有し義務を負う。他の税理士法人との兼務はできない。

事務所

従たる事務所(支店)を設けることができ、そこにはその所在する地域の税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。

参考:国税庁「改正税理士法のあらまし」(平成13年10月)

鈴木 税理士が弁護士を雇用すること は禁じられていますが、反対に弁護士は 税理士を雇うことができます。もちろん弁 護士の側にも独立性の確保といった大 義名分はあるでしょうが、率直に言って 個人的には不公平に感じますし、規制 改革が求められている時代の流れに反 するとも言えるのではないでしょうか。今 後、司法制度改革によって弁護士の数 が増えるとすれば、その一部は当然、税 務業務に進出してくるでしょう。さらに言 えば、世界では弁護士の業務と税務が 一体化に向かう傾向があります。日本と して、その問題にどのような回答を出す のか、それは法律専門職の領域におけ る今後の重要な課題の一つだろうと思 います。

組織化の意味

法人という形態が求められる趣旨として「継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化」とともに、「納税者の複雑・高度なニーズに応える」という理由が挙げられています。

鈴木 日本の税法は年々複雑化してお

り、それに伴って税理士が個人でオール マイティに業務を遂行できる時代ではな くなりつつあるということです。

クライアント側の企業にしても、今まで 税務業務をほとんど社内で片づけて、社 外の専門家は国税庁OBの税理士をア ドバイザーにするという体制でやってき たけれど、そのようなかたちが限界を迎 えつつあるという実感を持たれているの ではないでしょうか。

税理士にとってみれば、専門職として の新しい可能性が生まれているというこ とです。これまで日本の企業が、われわ れのような形態の事務所を利用するの は、自分たちにあまりなじみのない国際 税務に関するケースなどでした。一般の 企業にとって国際税務はよくわからない 世界です。外国語や他国の税制が絡 み、経験もほとんどない。そこで、われわ れに依頼がきたわけですが、今や一般 的な税務業務もかなり複雑になりつつあ ります。今後も企業再編税制や連結納 税、さらに新たな事業体課税などが入っ てくる。税務がマニアックな世界に入る と言っていいでしょう。そのような高度な 税務サービスを提供しようというとき、組



¹ ビッグ4: PricewaterhouseCoopers、KPMG、 Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst&Young。

織でなければなかなか対応できません。 それに対応するため、われわれも積極的 にスタッフの専門化を進めています。

業務の担い手にも、より高度な能 力が要求される時代ということですね。 鈴木 クライアントの中でも、特に外資系 企業は、奇想天外と言いますか、突拍子 もないアイディアを出してくることがあり ますが、その中には日本の税法や商法 が予定していないケースもよくあります。 そういうケースに直面したとき、肝心なの は前向きに解決しようとするメンタリティ です。ただ現行法に照らして「NO」と言 うのは簡単ですが、そこであきらめず、 何とかできないかと考える。クライアント の目的を把握して、現行の税法に照らし て方向性を出す。それを合法的に現実 化するためには、どのようなステップを踏 めばいいか、あるいは、どのようにすれば リスクを軽減させられるか、常に前向き に考える。そういうメンタリティが不可欠 です。加えて税法を熟知し、会計も分かっ ている。英語力もある。そういう人材を育 成するというのは実に大変な事業です。

何年もかけてトレーニングをしなければ なりませんし、全員が十分な能力を身に 付けられる保証はありません。

そういう業務はやはり法人、しかも規模的にかなり大きなクラスでなければ、完全に遂行するのは難しいということでしょうか?

鈴木 そうだと思います。

将来の税理士法人

今後の日本の税理士法人はどの ようなかたちになっていくと予測されます か?

鈴木 法人化するといっても、単に個人の税理士が集まっただけではそれほどメリットはないと思います。組織体としてきちんと内部の整理・統合がなされることが必要ですが、それには一定の時間がかかるでしょうし、そこに至るまでは集合離散を繰り返すことになるのだろうと思います。まだ先の状況はよく見えませんが、やはり医療分野のようになっていくのではないでしょうか。高度医療を提

供する総合病院があり、同時に個人でやっている職人のような町の医師がいる というようなイメージです。

事務所の規模や形態ごとに機能が分化していくということでしょうか?

鈴木 一つは先程述べましたように、税 務の世界で、今までとは違うマーケットが 出てきているわけで、その領域では、ど れだけ高度でクオリティの高いサービス を提供するかが重要になってきます。例 えばわれわれは、企業再編やM&Aをか なり手がけていますが、通常の企業にとっ ては何年に一度あるかないかということ ですから、ノウハウの蓄積がありません し、さらにそこに国際的な問題が絡むと なれば、どうしても専門家のアドバイスが 必要になるわけです。そういうニーズは 今後とも確実に増えていくと考えていま す。

それとは別に、ユニクロ型と言いますか、低価格で大量に処理するという方向もあるでしょう。帳簿記帳代行や給与計算といった企業のアウトソーシング的業務に関して、大規模な集約的組織で処理することによって値段を極端に安く設定する。そういうスタイルをとる事務所が増えることも考えられます。税理士法人の中にそういう展開をとるところが出てくるでしょうが、税理士法というハードルがあるにせよ、一般の事業会社の中にもそのようなことを考えるところが出てくるかもしれません。そこは注目していきたいと思います。

従来、税理士は中小企業の経営者に深く信用される専門職だったと思いますが、そのような形態にも変革が迫られるとお考えですか?

鈴木 中小企業にサービスを提供する マーケットでもやはり特色を出していくこ とが求められるでしょう。特定の分野、例



えば事業承継のエキスパートというように、特色がありませんと、少なくともフィーを高く設定することはできないようになっていくのではないかと思います。

その領域も、税制が大きく変われ ば、その対応が求められると。

鈴木 その分野では複雑化する税務全般に手を広げようとするより、これまでのようにオーナーと密接な信頼関係を持ち、何でも相談できる身近な参謀役として、パーソナルなサービスを提供していくべきではないかと思います。もし企業再編や国際税務といった新しい問題が関わってきたときは、われわれのようなところと提携する。そういう補完的な連携が合理的な選択ではないでしょうか。

外資を敵視する雰囲気

企業会計には国際化の流れがあ りますが、税務に関する国際化につい ていかがお考えでしょうか?

鈴木 課税のハーモナイゼーションとし て、一つは移転価格2の問題が大きな 問題として浮上しています。日本の国税 当局は今、外資系企業を調査して、本国 の情報を出せと要求しており、それに対 して外資系企業は、海外の親会社と日 本法人は別会社だから、他の法人の情 報を出すわけにはいかない、そういう対 立の構図があります。かつて日本の自 動車産業がアメリカのIRS 3と対立しまし たが、それと立場を全く逆にしたような状 況があるわけです。それについては、 OECDが基本ルールをセットしています し、どの国でも基本的なルールは同じで すが、細部で異なるところがあり、そこか ら問題が引き起こされているわけです。

法人税率の国際比較については いかがお考えですか? **鈴木** 国際的な大きな流れとして、法人 税率をできる限り引き下げて、海外から 投資を呼び込もうとする動きがあります。 財務省は、日本の法人税率は国際的な 水準に低くなったとしていますが、現実 には日本の法人税の最高税率は42% で、例えばお隣りの韓国は27%です。今 やグローバルな水準は30%と言っていい でしょう。

日本以外のどの国も今や外資を呼び込むために大変な努力を払っています。ところが、どういうわけか、日本の場合、世論にしても外資系に対する脅威論が目立ちます。マスコミの論調にしても、外資系企業を敵視するような雰囲気がかなり強く感じられます。移転価格にしてもそうですし、外資系企業が不良債権を購入しただけで、「税逃れ」という表現をするわけです。

攘夷論と言いますか、偏狭な脅威 論を振りかざしていると、逆の結果を招 きかねないと。

鈴木 マスコミでは、外国の会社が税金を払っていないことがけしからん、といった論調が目立ちますが、ほとんどの場合、脱税ではなく、合法的に事業を行っているわけです。もちろんその活動を野放しにしていいというわけではありませんが、投資の促進ということも踏まえてバランスを図っていくことが必要です。特に今のような経済状況をかんがみれば、外資を呼び込むことをおろそかにできないはずです。

外資系企業が勝手気ままに活動していると感じるのであれば、きちんとステップを踏んで、法律を改正していけばいいと思うのですが、日本の場合、裁量行政といいますか、ルールは比較的曖昧につくって、執行の段階で締め上げる面があるのではないか、外資系企業の中に、そ

ういう見方が存在することを否定できません。事実、先日も私が知っているある外国企業が、当局に理不尽な対応を受けたとして、日本におけるリサーチセンターの設立を断念してしまいました。彼らにとって課税当局に相当の裁量権を与える日本のスタイルはなじまない面があるわけです。私はそういう部分の改革を含めたかたちでのハーモナイゼーションの追及が求められていると思います。

それがなければ、日本は税制という要素でパッシングされかねないと。

鈴木 企業の投資リソースには限りがありますから、アジアにおける投資先を検討した際、日本は真っ先に排除されかねません。ひいては世界的に投資が収縮していくとき、まず日本から資本が逃げることになるでしょうし、新しい資本は日本を飛び越して中国など他のアジア諸国に振り向けられることにもなります。私は実務を通じて、その潮流が現実になりつつあることを感じ、税制が投資のマインドを冷え込ませてしまうことを真剣に危惧しています。

^{税理士法人中央青山理事長/公認会計士/税理士} 鈴木 洋之(すずきひろゆき)

1952年生まれ。1975年慶應義塾大学経済学部卒業。1976年 監査法人中央会計事務所入所。1978年クーパース・アンド・ラ イブランドニューヨーク事務所勤務。1982年ニューヨーク大学 経営大学院卒業。1983年公認会計士登録。1983年監査法人 中央会計事務所東京事務所勤務。1988年税理士登録。1985 年クーパース・アンド・ライブランドニューヨーク事務所勤務。 1986年中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所 勤務。1988年同事務所パートナー就任。1992年同事務所責 任者(チーフ・オペレーティング・オフィサー)就任。現在、税理 士法人中央青山 プライスウォーターハウスクーパース理事長 (チーフ・エグゼクティブ・オフィサー)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

- 2 移転価格:企業グループ内で、ある部門から他部門へ資産を移転する際に用い られる、通常取引価格と異なる価格。これにより、所得が海外に移転し、課税額が 少なくなることを防ぐため、通常価格で取引したものとして課税所得を算出される ことになる。
- 3 IRS[Internal Revenue Service]: アメリカの国税局。日本の国税庁にあたる。

